

第4回土地利用基本計画制度に関する検討会 議事要旨

- ・ 冒頭、事務局から資料説明の後、意見交換。
- 中間とりまとめについて
 - ・ 協議をスムーズに済ませるために事前調整が前置されていることから考えると、法定協議への一本化は、事務の合理化にあまり繋がらないのではないかと懸念。
 - ・ 法律上、協議が必要な範囲が不明確。計画の大幅な見直しについては協議が必要なのはわかるが、形式的な計画図の変更については、軽易な変更として協議を不要としてもよいのではないか。土地利用基本計画制度制定当初の意識と現状が大きくずれているのではないか。
 - ・ 協議制度を見直して、事後報告にすべきと考えるが、協議制度を存続させる場合には、事前調整をもって法定協議とするような取扱を検討すべきではないか。また、別法で適正な手続・調整を行った上で用途の変更を行った場合につき、現況に合わせて土地利用基本計画上の地域変更を行う等の事後的・形式的な変更については、協議の対象から除外しても良いのではないか。
 - ・ 国と都道府県の調整自体は絶対に必要だと認識しているが、法定協議を廃止し、任意の事前調整に一本化すべき。
 - ・ 地方分権とともに、行政手続の簡略化というのも一つの方向である。(事前調整の)手続につき、全国一律に決めるのではなく、必要と考えるところを行い、そうでないところを行わないということでも良いのではないか。また、軽易な変更の範囲の拡大で対応をする方向性もあるのではないか。どこまで国が関与するかは、政策問題ではないか。
 - ・ 土地利用の総合調整はいつの時代でも重要。土地利用転換の不可逆性と、ある土地利用が周囲の土地利用に必ず影響を及ぼしてしまうという相隣性がある以上、土地利用は総合的・計画的に考えていく必要がある。個別法の視点からの土地利用計画だけではなく、国土全体を見て、調整できるような場が絶対に必要。土地利用の課題は時代に応じて変化するため、現時点では想定できないような、総合調整が必要となる場面も今後出てくる。このことに鑑み、協議の場は残しつつ、使い勝手の悪いところは運用改善で対応することとしてはどうか。
 - ・ 資料2の(分権)提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点中「必要性が特に高いと認められる場合に国の側から協議を求めることができる仕組み」については、結局全ての案件で協議を求めることにもなりかねない。実際にこれを運用しようとするとな変なのではないかという印象。
 - ・ 今まで議論してきたように、人口減少下においても、 防災・環境・国防等、

土地利用につき国全体で考えていくべき分野がある。都道府県だけに任せるのではなく、国の一定の方針の下、国が確認すべき性質のものであり、主体間・分野横断的な総合調整の場は必要なのではないか。

制度発足当初は想定していなかった環境・防災等の問題が土地利用上の大きな課題になってきたこと、人口減少下で国土管理水準が低下してきた現状においても、現状に対応するための土地利用の総合調整が必要だということから、土地利用基本計画制度は大事で、かつ都道府県と国の連携が必要である。都市のコンパクト化や農地の保全等の土地利用上の課題に対応するには、土地利用の不可逆性・相隣性にも鑑みれば、都市計画・農政・森林等個別分野のみでの議論では足りない。また、分野横断的な調整というのは都道府県レベルだからこそできることであり、それを国とタッグを組んでやっていくところが、この土地利用基本計画の一つの使命ではないか。

- 土地利用基本計画は、もっと上手く使えば、総合調整を経て、広い意味での土地利用問題の解決に役立てることができるはず。こうした認識の浸透が不足しているのではないか。国からも、土地利用基本計画の機能や活用方法を発信していくべきではないか。

- 中間とりまとめ（案）については、委員長一任の下で修正を加えた後、公表する運びとなった。